

1. 「給付額通知」の内容確認等について

- ① “「給付奨学金継続願」の提出手続きについて” に従い、スカラネット・パーソナルで給付額通知の内容を確認して下さい。
- ② 「スカラネット・パーソナル登録状況」が「未登録」であれば、新規登録して下さい。（ID・パスワードはご自身で決めて下さい。）

2. 「給付奨学金継続願」入力準備用紙の記入について

- ① 注意事項をよく読み、入力前に確認して下さい。
（後日こちらから問合せることがある為、必ず入力した画面を保管しておいて下さい。）
- ② 経済状況については、令和2年度（令和元年度）の市区町村民税所得割額が確認できる証明書が必要になります。

3. 提出書類について

- ① 令和2年分（令和元年度分）住民税（非）課税証明書。
父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を提出して下さい。
- ② 自宅外通学に関する証明書（自宅外月額を支給を受けている人）
家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の住民票及びあなたの住民票
（または住所が確認できる公共料金の請求書）等

提出期限

2021年1月29日（金）18時 厳守！！

4. 「スカラネット・パーソナル」からの提出（入力）について

- ① 奨学金の継続を希望されない場合も、「継続を希望しません」として「継続願」を提出する必要があります（注意）。

「給付奨学金継続願」入力期限

2021年1月29日（金）24時 厳守！！
（期限内に入力がない場合、奨学金は「廃止」）

◎適格認定について

「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きについて に記載されているとおり、「適格認定」が行われます。学業基準、家計基準は下記のとおりで、4月からの振込みはありません。

学業不振による廃止のうちやむを得ない事由が認められない場合は、**受給済の給付奨学金の返還が必要です。**

・学業基準

○廃止

- (1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者
- (2) 修得単位（科目）数が標準的な習得単位（科目）数の1/2の以下の者

○停止

学業成績は廃止該当者と同じであるが、やむを得ない事由があり、かつ、成業の見込みのある者

○警告

習得単位（科目）数が、少ない者（標準習得単位の8割以下）

・家計基準

○廃止

経済状況の事由により停止の処置を受けている者であって、その者の生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている者

○停止

- (1) 生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている状態が2年間継続した者
- (2) 生計を維持する者の市町村民税の所得割額（家計支持者が2人いる場合は2人の合計額）が20万円を超える者

◎住所変更について

ご自分の **住民票** 住所を変更された場合は、「給付奨学金継続願」の提出時に変更手続き（入力）してください。



問い合わせ先

佐賀大学 学務部 学生生活課（奨学金担当）

電話：0952-28-8172

e-mail：syougaku@mail.admin.saga-u.ac.jp